

# **平成 28 年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領**

**平成 27 年 12 月**

**国土交通省**

**水管理・国土保全局**

**国土技術政策総合研究所**



**河川砂防技術研究開発制度**  
**平成 28 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領**

**目 次**

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要	- 4 -
1.1. 河川砂防技術研究開発制度	- 4 -
1.2. 河川砂防技術研究開発公募の概要	- 4 -
1.2.1. 公募区分と公募概要	- 4 -
1.2.2. 応募資格	- 6 -
1.2.3. 費用の負担等	- 7 -
1.2.4. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール	- 8 -
1.3. 委託契約	- 8 -
1.4. 中間評価・事後評価・移行評価の実施	- 8 -
1.5. 成果の報告義務及び報告書の作成	- 8 -
1.6. 知的財産権の排他的実施の制限	- 8 -
1.7. 技術研究開発成果の公表	- 9 -
1.8. 研究成果のフォローアップ	- 9 -
1.9. 応募手続き	- 9 -
1.10. 研究資金の適正な執行について	- 9 -
1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除	- 9 -
1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について	- 9 -
1.11. 問い合わせ先	- 10 -
2. 河川技術分野公募要領	- 12 -
2.1. 公募概要	- 12 -
2.2. 新規課題	- 12 -
2.2.1. 公募課題	- 12 -
2.2.2. スケジュール	- 14 -
2.2.3. 応募書類	- 14 -
2.2.4. 応募書類の審査	- 16 -
2.3. 継続課題	- 17 -
2.3.1. 公募課題	- 17 -
2.3.2. スケジュール	- 18 -
2.3.3. 応募書類	- 18 -
2.3.4. 中間評価・事後評価	- 20 -
2.4. 審査結果の通知	- 22 -
2.5. 研究開発の委託契約	- 22 -

2.6.	その他 .....	- 22 -
3.	水防災技術分野公募要領 .....	- 23 -
3.1.	公募概要 .....	- 23 -
3.2.	新規課題 .....	- 23 -
3.3.	継続課題 .....	- 23 -
4.	砂防技術分野公募要領 .....	- 24 -
4.1.	公募概要 .....	- 24 -
4.2.	新規課題 .....	- 24 -
4.3.	継続課題 .....	- 24 -
4.3.1.	公募課題 .....	- 24 -
4.3.2.	スケジュール .....	- 24 -
4.3.3.	応募書類 .....	- 24 -
4.3.4.	中間評価・事後評価 .....	- 26 -
4.4.	審査結果の通知 .....	- 28 -
4.5.	研究開発の委託契約 .....	- 28 -
4.6.	その他 .....	- 29 -
5.	海岸技術分野公募要領 .....	- 30 -
5.1.	公募概要 .....	- 30 -
5.2.	新規課題 .....	- 30 -
5.2.1.	公募課題 .....	- 30 -
5.2.2.	スケジュール .....	- 31 -
5.2.3.	応募書類 .....	- 31 -
5.2.4.	応募書類の審査 .....	- 33 -
5.3.	継続課題 .....	- 34 -
5.4.	審査結果の通知 .....	- 34 -
5.5.	研究開発の委託契約 .....	- 34 -
5.6.	中間評価・事後評価 .....	- 34 -
5.7.	その他 .....	- 36 -
6.	地域課題分野公募要領 .....	- 37 -
6.1.	河川 .....	- 37 -
6.1.1.	公募概要 .....	- 37 -
6.1.2.	新規課題 .....	- 37 -
6.1.3.	継続課題 .....	- 40 -
6.1.4.	審査結果の通知 .....	- 44 -
6.1.5.	研究開発の委託契約 .....	- 44 -
6.2.	砂防 .....	- 46 -
6.2.1.	公募概要 .....	- 46 -
6.2.2.	新規課題 .....	- 46 -

6.2.3.	継続課題 .....	- 49 -
6.2.4.	審査結果の通知 .....	- 53 -
6.2.5.	研究開発の委託契約 .....	- 53 -
6.3.	河川生態 .....	- 54 -
6.3.1.	公募概要 .....	- 54 -
6.3.2.	F S 研究の移行評価 .....	- 57 -
6.3.3.	継続課題 .....	- 61 -
6.3.4.	審査結果の通知 .....	- 65 -
6.3.5.	研究開発の委託契約 .....	- 65 -
6.3.6.	研究交流 .....	- 66 -
7.	<b>流域計画・流域管理課題分野公募要領</b> .....	- 67 -
7.1.	公募概要 .....	- 67 -
7.2.	新規課題 .....	- 67 -
7.2.1.	公募課題 .....	- 67 -
7.2.2.	スケジュール .....	- 69 -
7.2.3.	応募書類 .....	- 70 -
7.2.4.	応募書類の審査 .....	- 71 -
7.3.	継続課題 .....	- 72 -
7.3.1.	公募課題 .....	- 72 -
7.3.2.	スケジュール .....	- 72 -
7.3.3.	応募書類 .....	- 72 -
7.3.4.	中間評価・事後評価 .....	- 74 -
7.4.	審査結果の通知 .....	- 76 -
7.5.	研究開発の委託契約 .....	- 76 -

<別添資料 1 >

別添資料 1	国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例） .....	- 77 -
別添資料 2	共同研究体協定書（案） .....	- 84 -

※提出書類の様式については別冊の様式集をご覧ください。

## 1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

### 1.1. 河川砂防技術研究開発制度

水管理及び国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的として創設された制度で、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することによる課題の解決を目指します。

### 1.2. 河川砂防技術研究開発公募の概要

本制度では以下の6分野について公募を行います。

- (1)河川技術分野
- (2)水防災技術分野
- (3)砂防技術分野
- (4)海岸技術分野
- (5)地域課題分野
- (6)流域計画・流域管理課題分野

それぞれの分野によって、対象とする課題、費用の負担等が異なります。

#### 1.2.1. 公募区分と公募概要

##### (1) 河川技術分野

河川技術分野の技術研究開発公募は、河川技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

##### (2) 水防災技術分野

水防災技術分野の技術研究開発公募は、水防災技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

##### (3) 砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発公募は、砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

##### (4) 海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発公募は、海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

## (5) 地域課題分野

地域課題分野の技術研究開発公募は、①河川、②砂防、③河川生態の3つの課題について公募を実施しており、それぞれ概要は以下のとおりです。

### ①河川

国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する若手研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通し共同して研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的としています。

### ②砂防

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して研究開発を行い、砂防関係事業実施上の課題を解決することを目的としています。

### ③河川生態

国土交通省が管理する河川において、災害対策を含めた全ての河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした様々な取組が、河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川（流域）をフィールドにした現地調査等を通した共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。

研究段階はF S研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

#### a) F S研究（フィージビリティスタディ研究）

河川管理者と学識者とが連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

#### b) 一般研究

F S研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

## (6) 流域計画・流域管理課題分野

流域計画・流域管理課題分野の技術研究開発公募は、国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者が共同して研究開発を行い、河川の流域管理上の課題を解決することを目的としています。

### 1.2.2. 応募資格

本公募において、応募資格があるのは、以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体です。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関
- ②研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本に登録されている民間企業等（※1）

なお、研究開発の実施にあたっては、研究者の所属する機関と国土交通省の機関との間で契約を締結することとなります。研究者は、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下、「国土技術政策総合研究所」という。）、国土交通省の地方整備局・北海道開発局または地方整備局・北海道開発局の河川、砂防関係事務所等（以下、「地方整備局等」という。）の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

※1 「③日本に登録されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。  
（定款及び財務諸表を添付すること）
- 2) 提案した研究開発分野について実施する能力を有する機関であること。  
また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。  
（提案した研究開発分野に関する研究について、自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）
- 3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

また、地域課題分野及び流域計画・流域管理課題分野については、上記①～③に加え、以下の条件を満たすこととします。

（地域課題分野）

○研究者と地方整備局等が連携し、共同で研究開発を実施することが可能であること。

また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。



- ・研究者と共同して研究開発を実施する。
- 地域課題分野のうち河川については、若手の研究者を中心に構成されている研究体制であること。
- 地域課題分野のうち河川生態については、生態学分野と河川工学分野の研究が含まれる研究体制であること。

(流域計画・流域管理課題分野)

- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で研究開発を実施することが可能であること。  
また、研究成果の公表は共同で行うこと。  
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
  - ・国土交通省が所有する研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
  - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
  - ・研究者と共同して研究開発を実施する。
- 研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者により構成することが望ましいが、一つの分野の研究者が中心となる研究体制でも実施可能とする。

### 1.2.3. 費用の負担等

国土交通省の費用負担の限度額等は表 1 のとおりです。

表 1 費用負担の限度額等

公募区分		費用負担限度額※ <sup>1</sup>	技術研究開発期間	
河川技術分野及び水防災技術分野		公募課題によって費用負担額が異なりますので各分野の公募要領で確認してください。	公募課題によって費用負担額が異なりますので各分野の公募要領で確認してください。	
砂防技術分野				
海岸技術分野				
地域課題分野	河川	技術研究開発期間の合計として <u>500 万円まで</u>	原則 3 年以内	
	砂防			
	河川生態	F S 研究	年間 <u>500 万円まで</u>	原則 1 年以内
		一般研究※ <sup>2</sup>	年間 <u>1,000 万円まで</u>	原則 5 年以内
流域計画・流域管理課題分野		技術研究開発期間の合計として <u>500 万円まで</u>	原則 3 年以内	

※<sup>1</sup> 費用負担限度額については、間接費及び消費税込み。

※<sup>2</sup> 地域課題分野のうち河川生態の一般研究については、前年度に実施した F S 研究の移行評価結果又は一般研究の中間評価結果を踏まえて決定します。

#### 1.2.4. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール

分野毎に課題、審査基準及びスケジュールを設定しています。応募を予定している分野のページをご確認下さい。

なお、スケジュールについては今後変更することがあります。

#### 1.3. 委託契約

有識者からなる河川技術評価委員会若しくはその分科会、砂防技術評価委員会又は河川生態委員会（以下、「評価委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、研究計画（応募様式）の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画書に基づき、河川技術分野、水防災技術分野、砂防技術分野及び海岸技術分野については国土技術政策総合研究所と、地域課題分野及び流域計画・流域管理課題分野については地方整備局等と委託研究契約を締結します。

また、複数年の継続課題は、2年度目以降も毎年度中間評価を実施し、その結果継続の可否を決定することから、単年度毎の採択・契約となります。（平成27年度以前に採択された課題で平成28年度も継続して技術研究開発を行うものは、本要領に従ってください。）

詳細については-12-ページからの各分野の公募要領をご確認下さい。

#### 1.4. 中間評価・事後評価・移行評価の実施

採択された課題については、評価委員会による中間評価（複数年度にわたる場合）と事後評価を実施します。中間評価の結果、成果の見込みがないと判断されたものについては研究開発を打ち切ります。また、中間評価及び事後評価の結果は公表します。なお、地域課題分野のうち河川生態のF S研究については、中間評価・事後評価に代えて一般研究への移行に関する評価を実施します。

#### 1.5. 成果の報告義務及び報告書の作成

採択された課題については、年度毎に得られた成果について研究概要・成果の概要、成果概要、技術研究開発成果報告書、成果要旨を提出していただきます。また、複数年の継続テーマは、最終年度終了後、当該技術研究開発によって得られた成果全体をとりまとめた成果レポートを作成し、提出していただきます。

なお、国土交通省は提出された成果概要、成果レポートを自由に公開できるものとします。

#### 1.6. 知的財産権の排他的実施の制限

技術研究開発成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

## 1.7. 技術研究開発成果の公表

委託研究完了時（委託研究実施期間内においては、公表しようとするとき）に、技術研究開発成果の公表を行う場合は、契約機関と公表の可否等について協議してください。

なお、国土技術政策総合研究所と契約しているものについては、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」第25条を参照してください。

## 1.8. 研究成果のフォローアップ

研究期間終了後、研究代表者に対して行う研究開発成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

## 1.9. 応募手続き

応募を予定している分野のページをご確認下さい。

## 1.10. 研究資金の適正な執行について

### 1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除

研究資金（他府省の競争的資金等含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、国土交通省は、以下の措置を講じることができることとします。

- (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の研究資金配分機関に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- (2) 応募書類に記載されている研究資金の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。

### 1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について

#### 1.10.2.1. 不正使用及び不正受給への対応

研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

### 1.10.2.2. 研究活動における不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章（4）に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

### 1.11. 問い合わせ先

本募集要領に関する問い合わせは、下記まで電子メールにて日本語でお願いします。

（制度全般、河川技術分野、水防災技術分野、地域課題分野（河川）、流域計画・流域管理課題分野）

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp)

（砂防技術分野、地域課題分野（砂防））

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp)

（海岸技術分野）

国土交通省水管理・国土保全局海岸室 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp)

（地域課題分野（河川生態））

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp)

（地域課題分野及び流域計画・流域管理課題分野）

北海道開発局 建設部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [hokkaidou-kawakei@hkd.mlit.go.jp](mailto:hokkaidou-kawakei@hkd.mlit.go.jp)

東北地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [kawakei@thr.mlit.go.jp](mailto:kawakei@thr.mlit.go.jp)

関東地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [kasengiyutu@ktr.mlit.go.jp](mailto:kasengiyutu@ktr.mlit.go.jp)

北陸地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当  
E-mail : [hokuriku-koubo@hrr.mlit.go.jp](mailto:hokuriku-koubo@hrr.mlit.go.jp)

中部地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当  
E-mail : [s852320@cbr.mlit.go.jp](mailto:s852320@cbr.mlit.go.jp)

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当  
E-mail : [riverPR@kk.mlit.go.jp](mailto:riverPR@kk.mlit.go.jp)

中国地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当  
E-mail : [kasenkoubo@cgr.mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@cgr.mlit.go.jp)

四国地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当  
E-mail : [kawakei@skr.mlit.go.jp](mailto:kawakei@skr.mlit.go.jp)

九州地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当  
E-mail : [kasenbu-kasenkeikakuka@qsr.mlit.go.jp](mailto:kasenbu-kasenkeikakuka@qsr.mlit.go.jp)

## 2. 河川技術分野公募要領

### 2.1. 公募概要

河川技術分野の技術研究開発公募は、河川技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

### 2.2. 新規課題

#### 2.2.1. 公募課題

平成 28 年度に新規に公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

(1) 洪水時の水理現象を把握するための水理解析及び観測の高度化に関する技術研究開発

課題番号・ 課題名	(28-K)洪水時の水理現象を把握するための水理解析及び観測の高度化に関する 技術研究開発 ※本課題においては、「(A)解析」又は「(B)観測」のどちらかを選択して応募 すること。
期間・費用	原則 2 年以内で合計 2,000 万円まで
背景	<p>近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化していることに加え、気候変動により頻発化・激甚化する水災害に対する防災、減災のためには、河川管理者として洪水中の水位や流量を的確に把握するとともに、避難行動がより適切に図られるよう、地方公共団体の防災担当者や住民等に対して、洪水時の水位急上昇や氾濫の切迫性をリアルタイムに地先単位で伝えることが重要となる。</p> <p>そのためには、堤防高、堤内地盤高等と水位の関係を洪水危険度<sup>注)</sup>の根幹情報と捉え、それらの情報から地先単位の越水等の氾濫の切迫度をリアルタイムに把握できることが求められる。</p> <p>堤内地盤高、堤防高については、LP 標高データやMMSデータにより、河川左右岸共に縦断方向に連続的に高精度に把握することが可能になりつつある。しかしながら、水位については、片岸の水位観測地点の観測水位といった離散的な点情報にとどまっており、洪水危険度の高まりを把握するためには、水位観測地点間の水位を精度よく把握ならびに予測するための水理解析技術が必要となる。</p> <p>その水理解析技術の要件として、左右岸の河川縦断水位を高密度かつ高精度でリアルタイムに把握・予測できることが求められる。</p> <p>一方、施設の能力を上回るような洪水時には、流れが激しくなり、水位や流量の急激な増大に伴い、特に急流河川や河川の合流部周辺等において、現在の観測体制や観測手法だけでは、水位や流量などの把握が困難となる事例が見られる。</p> <p>また、越水や決壊の発生に至るような場合における、河川流量や越流量の把握手法は、確立されていない状況にある。</p>

	<p>そのため、洪水時の防災対応はもとより、河川計画の立案、工事の実施等に関して重要な情報である水位や流量等を施設の能力を上回るような洪水時においても安定的に把握するための技術が求められる。</p> <p>注) 洪水危険度とは、ある時点における河川水位と堤防高や堤内地盤高等との関係や堤防危険度評価から推測される「氾濫発生の危険性の程度」</p>
<p>技術研究開発の内容</p>	<p><b>(A) 解析</b></p> <p>河川左右岸の河川縦断水位を、高密度かつ高精度でリアルタイムに把握し、予測へ展開する水理解析に関する技術開発として、以下の技術開発研究が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川水面の局所的空間変動、時間的変動を表現する河川縦断水位の解析技術</li> <li>・ 観測データ同化技術の河川縦断水理解析への適用</li> <li>・ 予測情報を取り入れた河川縦断水理解析による縦断水位の予測手法</li> <li>・ 河川縦断水位解析の検証手法</li> </ul> <p>上記研究で用いる水理解析として、固定床、移動床における 1 次元、準 2 次元、2 次元不定流といった解析技術があるが、研究目的、対象河川の特性（急勾配、緩勾配河川等）に適した水理解析モデルを用いるものとする。</p> <p><b>(B) 観測</b></p> <p>施設の能力を上回る洪水における河道内や越水・氾濫についての水理現象を的確かつリアルタイムに把握していくためには、以下のような技術開発研究が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水規模が大きくなり、激しい水理現象下や堤防高を上回る水位においても水位や流量を現状よりも安定的に観測することを可能とする</li> <li>・ 激しい水理現象下で観測された観測値の誤差やばらつきの分析・評価技術</li> <li>・ 越水や決壊等が発生した場合において、水理現象を観測し、氾濫量を見積もる技術</li> <li>・ 水理解析と連携した高度な観測手法</li> </ul>
<p>テーマ例</p>	<p>①洪水時の粗度、河道形状の変化を考慮した河川水面変動の水理解析技術の研究</p> <p>②流出予測、同化技術、水理解析を組み合わせた河川縦断水位の把握・予測手法の研究</p> <p>③洪水痕跡水位測定の高度化と河川縦断水位解析の検証に関する研究</p> <p>④河川の施設能力を上回る洪水時においても水位や流量を安定的に観測する手法に関する研究</p> <p>⑤越水や決壊の発生時における河川流量や越流量を観測する手法に関する研究  （①～③などの研究において、水理解析のために必要な観測手法、観測密度、誤差やばらつき等の分析や評価に係る検討を含めることも可とする。④、⑤などの研究における観測手法には水理解析と連携した手法も可とする。）</p> <p>なお、テーマ例に示す内容を全て網羅する必要はなく、一部でもよい。</p>

条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術研究開発の実施にあたって、本省・国土技術政策総合研究所と意見交換する場を設置するので参加すること。</li> <li>・ 開発する解析技術（特に、「(A)解析」）については、「<u>洪水危険度情報プラットフォーム（仮称）</u>」に成果を実装することを前提とする。なお、国土技術政策総合研究所において、平成 28 年夏頃までに当該プラットフォームのプロトタイプを構築予定としている。</li> <li>・ 開発する解析、観測技術で現場実証が必要な場合、機器等を設置する場所については、応募者からの提案を踏まえ、本省・国土技術政策総合研究所と調整し、決定する必要がある。</li> <li>・ また、研究計画において、現場実証を予定する場合については、研究期間内に必要な規模の洪水が発生しない場合も想定したものとする必要がある。</li> </ul>
-----	---

### 2.2.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
1 月～2 月	書面審査（一次審査）
3 月 29 日	ヒアリング審査（二次審査）
3 月	平成 28 年度採択テーマ決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 29 年以降	
2 月～3 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
4 月～5 月	事後評価（研究が完了した場合）

### 2.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2 のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は、2.3.4 のとおりです。

表 2 河川技術分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術 分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 A-1	河川技術分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式 A-2	河川技術分野公募 応募様式（その 2）	1 枚
	様式 A-3	河川技術分野公募 応募様式（その 3）	3 枚以内
	様式 A-4	河川技術分野公募 応募様式（その 4）	1 枚
	様式 A-5	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 A-6	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 A-7	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚



## (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1部

## (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物1式（正1部、写2部）及び電子データ（提出データはwordファイル等加工が可能な形式でCD-R等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

## (3) 応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：平成28年1月12日（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室

河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

## (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

## (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

## (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成27年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担としま

す。

- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

### (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### 2.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査（一次審査として実施）、ヒアリング審査（二次審査として実施）を行います。審査の方法、時期、結果等は表 3 のとおりです。

表 3 河川技術分野 応募書類 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法；河川技術評価委員会委員による応募書類の審査 時期；1月～2月 結果；2月下旬に電子メールにて研究代表者に結果を連絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
ヒアリング審査 (二次審査)	方法；河川技術評価委員会によるヒアリング 時期；3月29日 対象；書面審査(一次審査)の結果選定されたテーマの研究代表者 場所；国土交通本省内会議室（予定） 結果；ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる河川技術評価委員会において表 4 の視点から総合的に行われます。なお、河川技術評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 4 河川技術分野 採択審査基準

(i) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
(ii) 導入可能性	河川行政への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか

(iii) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 技術研究開発計画、経費、実施体制は適切か
-------------	--

## 2.3. 継続課題

### 2.3.1. 公募課題

平成 28 年度に継続して公募の対象とする技術研究開発課題は次のとおりです。

※継続課題への応募は、平成 27 年度に採択され、平成 28 年度も継続する技術研究開発に限ります。

#### (1) 透水性基礎地盤に起因する河川堤防の変形に関する技術研究開発

課題番号・ 課題名	(27-T) 透水性基礎地盤に起因する河川堤防の変形に関する技術研究開発
期間・費用	原則 3 年以内で合計 3,500 万円まで
背景	近年、パイピングやそれに伴う堤体のすべり等の発生により、河川堤防の決壊や変形が生じる被災が発生している。現状では、飽和不飽和浸透流解析を用いて、パイピングの発生の有無を評価している。しかし、堤防決壊に至るような大規模かつ進行的なパイピングの発生とそれに伴う河川堤防の変形について、再現し評価できる解析技術は存在しない。そのため、補強の緊急性の高い弱点箇所の評価ができず、安全度の向上のネックとなっている。
概要	<p>国土技術政策総合研究所で実施予定の大型模型実験結果等をもとに以下の研究開発を行う。(なお、テーマ例に示すように下記の内容を必ずしも全て網羅する必要は無く、一部でもよい。)</p> <p>① 周辺地形、河道状況、堤体及び基礎地盤の土質や土層構造を考慮し、河川水、雨水、浸透水、地下水等により河川堤防に加わる外力（静水圧、動水圧）を精度良く推定する技術の開発</p> <p>② ①の外力による噴砂の発生、空洞化の進行、それに伴う堤体のすべり等の一連の河川堤防の変形モードとその経時的な変形状況を再現する技術の開発</p> <p>③ ①②をもとに堤防決壊に至る可能性を評価する手法の開発</p> <p>④ ①～③のいずれかの実現に資する、基礎的な実験及び現地調査の実施</p> <p>その結果をもとに、進行的なパイピングの発生による堤防決壊の危険性の高い外力、地盤条件及び変状を明らかにし、河川堤防のパイピングに対する弱点箇所の把握と対策の合理化を目指す。</p>
条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出水時に河川堤防に作用する外力、外力を受けた際の河川堤防の挙動について仮説を立てた上で、評価手法の検討を行うこと。</li> <li>・ 検討した評価手法は、国土技術政策総合研究所で実施する実験結果や既往の研究成果等を活用し、その再現解析を実施し修正すること。なお、検証材料の追加のため実験ケースを提案することも可能である。</li> </ul>

	・ 技術研究開発の実施にあたって、行政と意見交換する場を設置するので参加すること。
--	---

### 2.3.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
3 月 29 日	中間評価（ヒアリング）
3 月	継続の可否決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 29 年以降	
2 月～ 3 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
4 月～ 5 月	事後評価（研究が完了した場合）

### 2.3.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 5 のとおりです。

表 5 河川技術分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術 分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 A-1	河川技術分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式 A-2	河川技術分野公募 応募様式（その 2）	1 枚
	様式 A-3	河川技術分野公募 応募様式（その 3）	3 枚以内
	様式 A-4	河川技術分野公募 応募様式（その 4）	1 枚
	様式 A-5	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 A-6	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 A-7	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚

#### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

なお、平成 27 年度以前に採択された継続テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データ

は word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること) とします。

### (3) 応募書類等の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：

(表 5 の応募書類) 平成 28 年 1 月 12 日 (火) 必着

(表 6 の中間評価提出書類) 平成 28 年 2 月 23 日 (火) 必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail : hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票 (別紙 1) で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

### (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

### (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### 2.3.4. 中間評価・事後評価

平成 27 年度に採択されたテーマで、平成 28 年度も継続して技術研究開発を行うものは、2.3 継続課題に従って応募書類を提出して下さい。

また、研究開発成果（中間・事後）については、表 6 のとおり自己評価に係る様式 A-8、A-9 を提出いただくとともに、中間評価については表 7、事後評価については表 8 の基準で委員会によるヒアリングを実施します。評価委員による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の 2 月～3 月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度 4 月～5 月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>

表 6 河川技術分野 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術分野	様式 A-8	研究概要・成果の概要	1 枚
	様式 A-9	成果概要	10 枚
	様式 A-10	報告書（背表紙）	-
	様式 A-11	成果要旨	4 枚
	様式 A-12	成果レポート（最終年のみ）	50 枚程度 (2 カ年は 30 枚程度)

表 7 河川技術分野 中間評価の評価基準

<p>総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a : 非常に優れた研究であった。</p> <p>b : 優れた研究であった。</p> <p>c : 条件付きで評価できる（研究費の減額等）。</p> <p>d : 優れた研究ではなかった（研究</p>
---	--

	の打ち切り)。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : おおむね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 技術革新性</u> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 導入可能性</u> ・研究開発の成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

表 8 河川技術分野 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C : 一定の研究成果があった。 D : 研究成果があったとは言い難い。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : おおむね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 技術革新性</u> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 導入可能性</u> ・研究開発の成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

か。	
----	--

## 2.4. 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

## 2.5. 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

## 2.6. その他

研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。



### **3. 水防災技術分野公募要領**

#### **3.1. 公募概要**

水防災技術分野の技術研究開発公募は、水防災技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

#### **3.2. 新規課題**

平成 28 年度の新規課題の公募はありません。

#### **3.3. 継続課題**

平成 28 年度の継続課題の公募はありません。

## 4. 砂防技術分野公募要領

### 4.1. 公募概要

砂防技術分野の技術研究開発公募は、砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

### 4.2. 新規課題

平成 28 年度の新規課題の公募はありません。

### 4.3. 継続課題

#### 4.3.1. 公募課題

平成 28 年度に継続して公募の対象とする技術研究開発課題は次のとおりです。

※継続課題への応募は平成 26 年度から継続の技術研究開発に限ります。

#### (1) 火山地域における大規模土砂災害への対応に関する技術開発研究

課題番号・ 課題名	(26-K)火山地域における大規模土砂災害への対応に関する技術研究開発
期間・費用	原則 3 年以内で合計 5,000 万円まで
概要	近年、気候変動等の影響と思われる記録的な気象現象が頻発し、火山地域における大規模な土砂災害が多く発生しており、新たな課題も生じている。そのため、火山地域における土砂災害の課題への対応が求められている。よって、火山地域の地形・地質的な特性を踏まえた適切な施設配置、規模の考え方などに資する技術開発を行う。
条件等	・今後の全国における、火山地域の大規模土砂災害へ対応するための調査検討に適用でき、実用可能なものとする。

#### 4.3.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
2 月	中間評価（ヒアリング）
3 月	継続の可否決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 29 年以降	
5 月～	事後評価（研究が完了した場合）

#### 4.3.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 9 のとおり

です。

表 9 砂防技術分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
砂防技術 分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 C-1	砂防技術分野公募 応募様式 (その 1)	2 枚以内
	様式 C-2	砂防技術分野公募 応募様式 (その 2)	1 枚
	様式 C-3	砂防技術分野公募 応募様式 (その 3)	3 枚以内
	様式 C-4	砂防技術分野公募 応募様式 (その 4)	1 枚
	様式 C-5	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 C-6	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 C-7	研究者データ (共同研究者全員分)	各 2 枚

### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

なお、平成 27 年度以前に採択された継続テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### (3) 応募書類等の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：

（表 9 の応募書類）平成 28 年 1 月 12 日（火）必着

（表 10 の中間評価提出書類）平成 28 年 2 月 2 日（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課  
河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応

募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

#### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

#### (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### 4.3.4. 中間評価・事後評価

平成 27 年度に新規採択されたテーマで、平成 28 年度以降も継続して技術研究開発を行う課題の中間評価と事後評価は、表 10 に従って応募書類を提出して下さい。

また、研究開発成果（中間・事後）については、表 10 のとおり自己評価に係る様式 C-8、C-9 を提出いただくとともに、中間評価については表 11、事後評価については表 12 の基準で委員会によるヒアリングを実施します。評価委員による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

ます。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の2月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度5月以降に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>

表 10 砂防技術分野 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
砂防技術 分野	様式 C-8	研究概要・成果の概要	1 枚
	様式 C-9	成果概要	10 枚
	様式 C-10	報告書（背表紙）	-
	様式 C-11	成果要旨	4 枚
	様式 C-12	成果レポート（最終年のみ）	50 枚程度 (2カ年は 30 枚程度)

表 11 砂防技術分野 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。 d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u> <hr/> <u>(1) 技術革新性</u> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<hr/> <u>(2) 導入可能性</u> ・研究開発の成果が幅広く普及することにより、砂防行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

表 12 砂防技術分野 事後評価の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>C：一定の研究成果があった。</p> <p>D：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <hr/> <p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</p> <hr/> <p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>・研究開発の成果が幅広く普及することにより、砂防行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</p>	<hr/> <p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p> <hr/> <p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

#### 4.4. 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんのでご了承ください。

#### 4.5. 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

#### 4.6. その他

研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

## 5. 海岸技術分野公募要領

### 5.1. 公募概要

海岸技術分野の技術研究開発公募は、海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

### 5.2. 新規課題

#### 5.2.1. 公募課題

平成 28 年度に新規に公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

(1)衛星画像を活用した海岸線モニタリングに関する技術研究開発

課題番号・課題名	(28-E)衛星画像を活用した海岸線モニタリングに関する技術研究開発
期間・費用	原則 2 年以内で合計 3,000 万円まで
背景	<p>海岸侵食は、国土開発の進展に伴い全国的に発生している。様々な要因により発生する海岸侵食に対し実効性のある対策を行うためには、海岸保全施設の整備だけでなく、侵食状況を的確に把握して海岸侵食の原因の特定を図った上で、今後の海岸侵食の抑制を行うことが求められる。</p> <p>侵食状況の把握を的確に行うに当たっては、流入土砂量、沿岸漂砂量などから、当該海岸の土砂収支を把握することが求められているが、まずは海底地形を含めた海岸地形（以下「海岸地形等」という。）の変化を把握することが重要である。</p> <p>海岸地形等の変化については、広域的に生じるほか、その影響が長期的に進行する場合があります、広域的かつ長期的に把握する必要がある。一方で、1つの台風等によって大規模な侵食が発生し短期的に進行する場合もあり、高頻度な把握も必要である。</p> <p>しかしながら、全国的に広域的・長期的・高頻度で海岸地形等の変化を把握するためには多大な労力・予算がかかることから、これまでは、国土地理院地形図を用いて海岸線の変化を読み取っているのが現状である。</p> <p>そこで、全国的な海岸地形等の変化を把握するためには、広域的・長期的・高頻度で観測可能な衛星画像（SAR 画像）により把握する手法が有効であると考えている。なお、SAR 画像での海岸線の識別については、既往研究等で専門家による識別は可能であるが、自動的に識別する手法は存在していない。</p>
技術研究開発の内容	<p>広域的・長期的・高頻度に海岸地形等の変化を把握するため、「安価」で「簡便」な手法として、衛星画像を用いたモニタリング手法について技術開発を行う。</p> <p>本技術研究開発では、安価かつ高頻度で利用可能な衛星画像を活用するとともに、簡便に把握可能な自動識別手法の開発による海岸線モニタリング手法の</p>



	開発を行う。 なお、本技術研究開発に当たっては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の協力の下、ALOS-2（だいち2号）のSAR画像を活用するものとする。
テーマ例	○衛星画像を用いた海岸線の識別手法の開発 ○画像処理等により、識別自動化手法の開発 ○上記技術開発を踏まえた以下の検討 ・潮汐、波浪等による海岸線の変化に関する補正手法の開発 ・衛星画像を用いた海底地形の簡易的推定手法の検討
条件等	・本技術研究開発の成果は、国土交通省の海岸事業に活用可能なものとする。 ・本研究開発に必要な衛星画像の購入費については、国土交通省費用負担額に含まれる。 ・SAR画像の購入に当たっては、国土交通省とJAXAの協定に基づき、JAXAより有償で提供される予定。購入額等の詳細については、テーマ決定後の打合せにおいて決定するものとするが、応募時においては、見積もり等を踏まえた購入費を計上すること。

### 5.2.2. スケジュール

平成27年12月1日	公募開始
平成28年1月12日	公募〆切
1月～2月	書面審査（一次審査）
3月29日	ヒアリング審査（二次審査）
3月	平成28年度採択テーマ決定、公表
4月	委託研究契約手続き
4月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成29年以降	
2月～3月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
4月～5月	事後評価（研究が完了した場合）

### 5.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表13のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は、5.6のとおりです。

表13 海岸技術分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
海岸技術分野	別紙1	応募書類受理票	1枚
	様式D-1	海岸技術分野公募 応募様式（その1）	2枚以内
	様式D-2	海岸技術分野公募 応募様式（その2）	1枚
	様式D-3	海岸技術分野公募 応募様式（その3）	3枚以内
	様式D-4	海岸技術分野公募 応募様式（その4）	1枚

様式 D-5	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
様式 D-6	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
様式 D-7	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚

### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

- A) 法人の概要 1 部
- B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### (3) 応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・ 提出期限：平成 28 年 1 月 12 日（火）必着
- ・ 提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局海岸室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・ E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

### (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。

- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

#### (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### 5.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査(一次審査として実施)、ヒアリング審査(二次審査として実施)を行います。審査の方法、時期、結果等は表 14 のとおりです。

表 14 海岸技術分野 応募書類 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法；河川技術評価委員会委員による応募書類の審査 時期；1月～2月 結果；2月下旬に電子メールにて研究代表者に結果を連絡(ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡)
ヒアリング審査 (二次審査)	方法；河川技術評価委員会によるヒアリング 時期；3月29日 対象；書面審査(一次審査)の結果選定されたテーマの研究代表者 場所；国土交通本省内会議室(予定) 結果；ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる河川技術評価委員会において表 15 の視点から総合的に行われます。なお、河川技術評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 15 海岸技術分野 採択審査基準

(i) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
(ii) 導入可能性	海岸行政への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
(iii) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 技術研究開発計画、経費、実施体制は適切か

### 5.3. 継続課題

平成 28 年度の継続課題の公募はありません。

### 5.4. 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんのでご了承ください。

### 5.5. 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、委託契約条件については、別添資料 1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第 3 条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料 2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

### 5.6. 中間評価・事後評価

研究開発成果(中間・事後)については、表 16 のとおり自己評価に係る様式 D-8、D-9 を提出いただくとともに、中間評価については表 17、事後評価については表 18 の基準で委員会によるヒアリングを実施します。評価委員による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の 2 月～3 月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度 4 月～5 月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>

表 16 海岸技術分野 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
海岸技術 分野	様式 D-8	研究概要・成果の概要	1 枚
	様式 D-9	成果概要	10 枚
	様式 D-10	報告書（背表紙）	-
	様式 D-11	成果要旨	4 枚
	様式 D-12	成果レポート（最終年のみ）	50 枚程度 (2 カ年は 30 枚程度)

表 17 海岸技術分野 中間評価の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>a：非常に優れた研究であった。</p> <p>b：優れた研究であった。</p> <p>c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。</p> <p>d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <p>-----</p> <p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</p>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p>-----</p> <p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>・研究開発の成果が幅広く普及することにより、海岸行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</p>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

表 18 海岸技術分野 事後評価の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>C：一定の研究成果があった。</p>
---	--

	D : 研究成果があったとは言い難い。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : おおむね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 技術革新性</u> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 導入可能性</u> ・研究開発の成果が幅広く普及することにより、海岸行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

## 5.7. その他

研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

## 6. 地域課題分野公募要領

### 6.1. 河川

#### 6.1.1. 公募概要

国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する若手研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通し共同して研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的としています。

#### 6.1.2. 新規課題

##### 6.1.2.1. 公募課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

国土交通省が管理する河川等が抱える一般的な河川管理上の技術的な課題、または固有の河川管理上の技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

○河川管理上の技術的な課題例

- ・ 河川工事・維持管理技術に関する研究開発
- ・ 水害等の被害の軽減に関する研究開発
- ・ 河川環境の向上に関する研究開発
- ・ 総合的な水資源対策に関する研究開発
- ・ 健全な水・物質循環の構築に関する研究開発
- ・ 河川工学、水文学などに関する研究開発 等

##### 6.1.2.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
1 月～2 月	書面審査
3 月	平成 28 年度採択テーマ決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
7 月	新規ヒアリング
平成 29 年以降	
2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
7 月	事後評価（研究が完了した場合）

##### 6.1.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 19 のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は、6.1.3.4 のとおりです。

表 19 地域課題分野（河川） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 E-1	地域課題分野公募（河川） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式 E-2	地域課題分野公募（河川） 応募様式（その 2）	2 枚
	様式 E-3	地域課題分野公募（河川） 応募様式（その 3）	1 枚
	様式 E-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 E-5	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 E-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚

### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### (3) 応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：平成 28 年 1 月 12 日（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持つ



て保管、廃棄いたします。

## (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

## (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### 6.1.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 20 のとおりです。

表 20 地域課題分野（河川） 応募課題 審査内容

書面審査	方法；地域課題評価分科会による応募書類の審査 時期；1月～2月 結果；地域課題評価分科会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

審査は、有識者からなる河川技術評価委員会地域課題評価分科会（以下、「地域課題評価分科会」という。）において表 21 の視点から総合的に行われます。なお、地域課題評価分科会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 21 地域課題分野（河川） 採択審査基準

(i) 課題解決性	河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で研究開発が可能な体制か

### 6.1.3. 継続課題

#### 6.1.3.1. 公募課題

平成 27 年度以前に採択されたテーマで平成 28 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

#### 6.1.3.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
2 月 17 日	中間評価（ヒアリング）
3 月	継続の可否決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 29 年以降	
2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
7 月～	事後評価（研究が完了した場合）

#### 6.1.3.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を越えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 22 のとおりです。

表 22 地域課題分野（河川） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 E-1	地域課題分野公募（河川） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式 E-2	地域課題分野公募（河川） 応募様式（その 2）	2 枚
	様式 E-3	地域課題分野公募（河川） 応募様式（その 3）	1 枚
	様式 E-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 E-5	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 E-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚

### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### (3) 応募書類等の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：

（表 22 の応募書類）平成 28 年 1 月 12 日（火）必着

（表 23 の中間評価提出書類）平成 28 年 1 月 12 日（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の

実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

## (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

## (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### 6.1.3.4. 中間評価・事後評価

平成 27 年度以前に採択されたテーマで平成 28 年度も継続して技術研究開発を行うものは、「6.1.2.3 応募書類」に従って応募書類を提出して下さい。

また、研究開発成果（中間・事後）については、表 23 のとおり自己評価に係る様式 E-7、E-8 を提出いただくとともに、中間評価については表 24、事後評価については表 25 の基準で委員会によるヒアリングを実施します。評価委員による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

なお、平成 26 年度より中間評価・事後評価の際の提出資料が変更となったため、平成 25 年度に採択されたテーマで、平成 28 年度も継続する課題においては、平成 25 年度の

要領の中間評価様式及び事後評価様式に従うものとします。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の2月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度7月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>

※研究開発成果（中間・事後）については、随時、地域課題評価分科会が指定する学会等での発表をお願いします。

表 23 地域課題分野（河川） 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野	様式 E-7	研究概要・成果の概要	1枚
	様式 E-8	成果概要	10枚
	様式 E-9	報告書（背表紙）	-
	様式 E-10	成果要旨	4枚
	様式 E-11	成果レポート（最終年のみ）	15枚程度

表 24 地域課題分野（河川） 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。 d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
----- <u>(1) 課題解決性</u> ・地域の若手研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
----- <u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

表 25 地域課題分野（河川） 事後評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>C：一定の研究成果があった。</p> <p>D：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>・地域の若手研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</p> <p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</p>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p> <p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

#### 6.1.4. 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審査結果に関する問い合わせに応じませんのでご了承ください。

#### 6.1.5. 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費交通費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・消耗品費（現地調査用消耗品費）
- ・借料及び損料（移動用の車両経費、現地仮施設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等の印刷）
- ・通信運搬費（GPS 通信料）

- ・賃金（データ・資料整理等の役務の提供に要する経費）
- ・諸経費（委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することとし、直接費×諸経费率（30%）を上限とする。）

## 6.2. 砂防

### 6.2.1. 公募概要

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して研究開発を行い、砂防関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

### 6.2.2. 新規課題

#### 6.2.2.1. 公募課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

砂防関係事業等実施上の技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

○砂防関係事業等の技術的な課題例

- ・砂防関係工事に関する研究開発
- ・土砂災害等の被害の軽減に関する研究開発
- ・生態系・景観など溪流環境の向上に関する研究開発
- ・総合的な土砂管理に関する研究開発

等

#### 6.2.2.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
1 月～ 2 月	書面審査
3 月	平成 28 年度採択テーマ決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 29 年以降	
2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
5 月～	事後評価（研究が完了した場合）

#### 6.2.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 26 のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は、6.2.3.4 のとおりです。



表 26 地域課題分野（砂防） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 F-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式 F-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 2）	2 枚
	様式 F-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 3）	1 枚
	様式 F-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 F-5	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 F-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚

### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### (3) 応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：平成 28 年 1 月 12 日（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表す

ることがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

## (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

## (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### 6.2.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 27 のとおりです。

表 27 地域課題分野（砂防） 応募課題 審査内容

書面審査	方法；砂防技術評価委員会による応募書類の審査 時期；1 月～2 月 結果；評価委員会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

採択審査は、有識者からなる砂防技術評価委員会において表 28 の視点から総合的に行われます。なお、砂防技術評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 28 地域課題分野（砂防） 採択審査基準

(i) 課題解決性	砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で研究開発が可能な体制か

### 6.2.3. 継続課題

#### 6.2.3.1. 公募課題

平成 27 年度以前に採択されたテーマで平成 28 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

#### 6.2.3.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
2 月	中間評価（ヒアリング）
3 月	継続の可否決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 29 年以降	
2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
5 月～	事後評価（研究が完了した場合）

#### 6.2.3.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 29 のとおりです。

表 29 地域課題分野（砂防） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 F-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式 F-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 2）	2 枚
	様式 F-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 3）	1 枚
	様式 F-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 F-5	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 F-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚

## (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1部

## (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物1式（正1部、写2部）及び電子データ（提出データはwordファイル等加工が可能な形式でCD-R等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

## (3) 応募書類等の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：

（表 29 の応募書類）平成 28 年 1 月 12 日（火）必着

（表 30 の中間評価提出書類）平成 28 年 2 月 2 日（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

## (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、予めご了承下さい。

## (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

## (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の

円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。

- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

#### (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### 6.2.3.4. 中間評価・事後評価

平成 27 年度以前に採択されたテーマで平成 28 年度も継続して技術研究開発を行うものは、「6.2.3.3 応募書類」に従って応募書類を提出して下さい。

また、研究開発成果（中間・事後）については、表 30 のとおり自己評価に係る様式 F-7、F-8 を提出いただくとともに、中間評価については表 31、事後評価については表 32 の基準で委員会によるヒアリングを実施します。評価委員による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の 2 月に実施 ・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価
事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度 5 月以降に実施 ・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価

※研究開発成果（中間・事後）については、随時、砂防技術評価委員会が指定する学会等での発表をお願いします。

表 30 地域課題分野（砂防） 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	様式 F-7	研究概要・成果の概要	1 枚
	様式 F-8	成果概要	10 枚
	様式 F-9	報告書（背表紙）	-
	様式 F-10	成果要旨	4 枚
	様式 F-11	成果レポート（最終年のみ）	15 枚程度

表 31 地域課題分野（砂防） 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。 d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
(1) <u>課題解決性</u> ・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
(2) <u>新規性・将来性</u> ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

表 32 地域課題分野（砂防） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C：一定の研究成果があった。 D：研究成果があったとは言い難い。
<u>I. 目標達成度</u>	a：十分達成した。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>b : 概ね達成した。</li> <li>c : 達成しなかった。</li> </ul>
<p><b>Ⅱ. 技術研究開発計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a : 適切であった。</li> <li>b : おおむね適切であった。</li> <li>c : 不適切であった。</li> </ul>
<p><b>Ⅲ. 技術研究開発成果</b></p> <p><b>(1) 課題解決性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a : 十分推進することができた。</li> <li>b : 概ね推進することができた。</li> <li>c : 不十分</li> </ul>
<p><b>(2) 新規性・将来性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a : 十分期待できる。</li> <li>b : 概ね期待できる。</li> <li>c : 期待できない。</li> </ul>

#### 6.2.4. 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

#### 6.2.5. 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費交通費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・消耗品費（現地調査用消耗品費）
- ・借料及び損料（移動用の車両経費、現地仮施設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等の印刷）
- ・通信運搬費（GPS 通信料）
- ・賃金（データ・資料整理等の役務の提供に要する経費）
- ・諸経費（委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することとし、直接費×諸経费率（30%）を上限とする。）

## 6.3. 河川生態

### 6.3.1. 公募概要

国土交通省が管理する河川において、災害対策を含めた全ての河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした様々な取組が、河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川（流域）をフィールドにした現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。

研究段階はF S研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

#### a) F S研究（フィージビリティスタディ研究）

河川管理者と学識者が連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

#### b) 一般研究

F S研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

#### 6.3.1.1. 公募課題（FS研究）

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

また、国土交通省が管理する水系をフィールドとして、以下の研究を行う。ただし、研究の実施にあたっては、国土交通省関係の事務所と連携を図るものとする。

国土交通省が管理する河川における災害対策の効果がある河川事業が河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川（流域）をフィールドにした現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的として、F S研究課題を設定します。

#### 【F S研究公募課題】

課題1について、適切な候補者が選定できなかった場合、課題2について選定することとする。

##### <課題1>

社会的変化や気候変動も踏まえ、将来へ向けた国土保全の観点から、河川におけるいわゆる「生態系サービス」を具体的な河川又は河川群を対象として評価する研究

##### <課題2>

過去に行われた諸種の河川事業（堰堤・ダム・分水・直線化・一様化・多自然川づくりなど）が、生物の生息・生育・繁殖さらに生態系に与える影響を評価し、将来へ向けた順応的管理を図る研究



### 6.3.1.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
1 月 27 日	書面審査（一次審査）
2 月 24 日	ヒアリング審査（二次審査）
3 月	平成 28 年度採択 F S テーマ決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 29 年以降	
1 月	自己評価に係る様式提出
1 月～2 月	一般研究（新規）への移行評価（ヒアリング）
3 月	移行の可否決定、公表

### 6.3.1.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 33 のとおりです。

表 33 地域課題分野（河川生態） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 G-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式 G-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 2）	1 枚
	様式 G-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 3）	3 枚以内
	様式 G-4	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 4）	1 枚
	様式 G-5	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 5）	1 枚
	様式 G-6	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 G-7	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 G-8	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚

#### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

#### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### (3) 応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・提出期限：平成 28 年 1 月 12 日（火）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課  
河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係
- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

### (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の

了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

## (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### 6.3.1.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 34 のとおりです。

表 34 地域課題分野（河川生態） 応募課題 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法；河川生態委員会による応募書類の審査 時期；(F S 研究) 平成 28 年 1 月 27 日 結果；1 月～2 月初に電子メールにて研究代表者に結果を連絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
ヒアリング審査 (二次審査)	方法；河川生態委員会によるヒアリング プレゼンテーションソフトを用いた説明をお願いします。 時期；(F S 研究) 平成 28 年 2 月 24 日 対象；書面審査(一次審査)の結果選定されたテーマの研究代表者 場所；国土交通本省内会議室 結果；ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる河川生態委員会において表 35 の視点から総合的に行われます。なお、河川生態委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 35 地域課題分野（河川生態） 採択審査基準

(i) 課題解決性	河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する適切な研究か（課題解決に向けた具体的な方向性と調査事項が示されていることが望ましい）
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で研究開発が可能な体制か

### 6.3.2. FS 研究の移行評価

#### 6.3.2.1. FS 研究の移行評価の対象

FS 研究の移行評価の対象は、平成 27 年度に採択されたテーマ（FS 研究）で平成 28 年度に一般研究に移行して技術研究開発を行うものに限りま。

※平成 27 年度 FS 研究が対象

### 6.3.2.2. スケジュール

平成 28 年 1 月 12 日	応募書類の提出
1 月 27 日	移行評価（書面・ヒアリング）
3 月～ 4 月	一般研究の可否決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
11 月～12 月	研究集会での発表
平成 29 年 1 月	継続課題の様式提出
1 月～ 2 月	中間評価（ヒアリング）、継続の可否決定、公表

### 6.3.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 36 のとおりです。

表 36 地域課題分野（河川生態） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 G-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式 G-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 2）	1 枚
	様式 G-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 3）	3 枚以内
	様式 G-4	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 4）	1 枚
	様式 G-5	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 5）	1 枚
	様式 G-6	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 G-7	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 G-8	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚
	様式 G-9	目標の概要・成果の概要	1 枚
	様式 G-10	成果公表等の状況	2 枚
様式 G-11	自己評価結果（研究代表者用）	1 枚	

#### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

- A) 法人の概要 1 部
- B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

#### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データ

は word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること) とします。

### (3) 応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・提出期限：平成 28 年 1 月 12 日（火）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課  
河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係
- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

### (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。

- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

### (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### 6.3.2.4. 移行評価

F S 研究については、一般研究への移行に関する評価（移行評価）を行います。表 36 のとおり自己評価に係る様式 G-9, G-10, G-11 を提出いただき、その後表 37 の視点から河川生態委員会によるヒアリングを実施します。

なお、移行評価の結果、F S 研究で検討した一般研究の実施計画案を基本とした研究を実施することにより河川管理上有用な知見を効果的に得られると見込まれる場合には、河川管理者は、F S 研究から一般研究（新規）への移行を決定します。

移行評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度 F S 研究が対象</li> <li>・書面，ヒアリング：平成 28 年 1 月 27 日に実施</li> <li>・自己評価の提出及び河川生態委員会による評価</li> <li>・プレゼンテーションソフト等を用いた説明</li> </ul>
------	--

評価は、有識者からなる河川生態委員会において表 37 の視点から総合的に行われます。なお、河川生態委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 37 地域課題分野（河川生態） 移行評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	a：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 b：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 c：一定の研究成果があった。 d：研究成果があったとは言い難い。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。

Ⅲ. 研究成果	
<p>(1) 課題解決性</p> <p>・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決を図る実施計画案を策定することができたか。</p>	<p>a : 課題解決が図られる見込みが十分ある。</p> <p>b : 課題解決が概ね図られる見込みがある。</p> <p>c : 課題解決が必ずしも図られるとは限らない。</p>
<p>(2) 新規性・将来性</p> <p>・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。</p> <p>b : 概ね期待できる。</p> <p>c : 期待できない。</p>

### 6.3.3. 継続課題

#### 6.3.3.1. 公募課題

平成 27 年度以前に採択されたテーマで平成 28 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

※平成 27 年度一般研究が対象

#### 6.3.3.2. スケジュール

平成 28 年 1 月 12 日	応募書類の提出
1 月 27 日	中間評価 (書面)
2 月 24 日	中間評価 (ヒアリング)
3 月～4 月	継続の可否決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
	(※研究が完了した場合は、事後評価を実施)
11 月～12 月	研究集会での発表
平成 29 年 1 月	自己評価に係る様式提出
1 月～2 月	中間評価 (ヒアリング)、継続の可否決定、公表

#### 6.3.3.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 38 のとおりです。

表 38 地域課題分野 (河川生態) 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 G-1	地域課題分野公募 (河川生態) 応募様式 (その 1)	1 枚
	様式 G-2	地域課題分野公募 (河川生態) 応募様式 (その 2)	1 枚

様式 G-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 3）	3 枚以内
様式 G-4	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 4）	1 枚
様式 G-5	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 5）	1 枚
様式 G-6	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
様式 G-7	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
様式 G-8	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚
様式 G-9	目標の概要・成果の概要	1 枚
様式 G-10	成果公表等の状況	2 枚
様式 G-11	自己評価結果（研究代表者用）	1 枚

### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### (3) 応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：平成 28 年 1 月 12 日（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持つ



て保管、廃棄いたします。

## (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

## (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### 6.3.3.4. 中間評価・事後評価

中間評価については表 39、事後評価については表 40 の基準で河川生態委員会による評価を実施します。河川生態委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては研究を打ち切る場合があります。

中間評価については、「6.3.6 研究交流」での発表会に河川生態委員会の委員が出席した上で、次回河川生態委員会にて再度のヒアリングは不要と判断された場合には、プレゼンテーション等を用いた説明を省略する場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 27 年度一般研究（継続）が対象</li><li>・書面：平成 28 年 1 月 27 日に実施</li><li>・ヒアリング：平成 28 年 2 月 24 日に実施</li><li>・自己評価の提出及び河川生態委員会による評価</li></ul>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションソフト等を用いた説明</li> </ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度4月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び河川生態委員会による評価</li> <li>・プレゼンテーションソフト等を用いた説明</li> </ul>

評価は、有識者からなる河川生態委員会において表 39、表 40 の視点から総合的に行われます。なお、河川生態委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

**表 39 地域課題分野（河川生態） 中間評価結果の評価基準**

<u>総合評価</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	a : 非常に優れた研究であった。 b : 優れた研究であった。 c : 条件付きで評価できる（研究費の減額等）。 d : 優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。
<u>I. 目標達成度</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</li> </ul>	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</li> </ul>	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

**表 40 地域課題分野（河川生態） 事後評価結果の評価基準**

<u>総合評価</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 研究目的は概ね達成され、研究成果があった。
--	---

	C : 一定の研究成果があった。 D : 研究成果があったとは言い難い。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

#### 6.3.4. 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんのでご了承ください。

#### 6.3.5. 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

○直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

○諸経費（上記の直接費×諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定

める率以内で計上することができる)

#### **6.3.6. 研究交流**

一般研究の中間段階での成果等について、国土交通省が指定する学会等の研究集会で発表して頂きます。なお、この研究集会は、11月～12月期を目途に東京近郊で開催するものとします。

## 7. 流域計画・流域管理課題分野公募要領

### 7.1. 公募概要

流域計画・流域管理課題分野の技術研究開発公募は、国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の分野の研究者と河川管理者が共同して研究開発を行い、河川の流域管理上の課題を解決することを目的としています。

### 7.2. 新規課題

#### 7.2.1. 公募課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水・物質循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者等と河川管理者が共同して研究開発を行うものとします。

○流域管理と地域計画の連携方策に関わる課題例

- ・水災害リスク情報のまちづくり等への活用促進方策
- ・河川と下水道の連携による既成市街地の水害被害軽減方策
- ・まちづくりにおける水害被害軽減に寄与する日常的な水辺空間の活用方策
- ・津波の河川遡上や低頻度に発生する大規模な水害等による流域におけるリスク評価と都市計画への反映方策 等

以下に課題の例を挙げますので、参考にしてください。

#### 課題例（1）

課題名 (例)	水災害リスク情報のまちづくり等への活用促進方策に関する研究開発
期間・費用	原則3年以内で合計500万円まで
背景	気候変動による洪水の頻発・激甚化、人口減少、高齢化の進行に伴う人口・社会構造の変化を踏まえ、コンパクトな都市構造への転換を図る場合においては、水災害リスクと地域の防災特性（避難形態や避難場所の配置等を含む）を十分に勘案して、居住を誘導する区域の設定等によるまちづくりが促進されるよう、河川管理者等はリスク評価の結果を提示するなど、まちづくり等とより積極的な連携を図ることが必要である。

技術研究開発の内容	<p>河川行政とまちづくり等の連携による総合的な洪水被害低減対策を講じることを目的として、水災害リスクの評価、それに基づく防災上の課題抽出を行い、水災害に強いまちづくり等を促進することに関連した研究開発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水災害の諸特性（被災シナリオ、浸水区域、浸水深、浸水継続時間、氾濫水到達時間等）を組み合わせ、まちづくりに活用される水災害リスク評価手法</li> <li>・まちづくり等に関わる関係者の水災害リスク情報の質・量等のニーズ把握に関する方法論</li> <li>・まちづくり等の実施にあたっての課題抽出や合意形成等に資する水災害リスクの表現・提示方法</li> <li>・水災害リスクや地域の防災特性を踏まえたまちづくり・総合的な洪水被害低減対策（住まい方の工夫や適時・適所に避難できる工夫などを含む）の開発</li> <li>・経済的・社会的メカニズムの効果的な活用による水災害に強いまちづくり等を誘導・定着させる方法</li> </ul>
テーマ例	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 居住を誘導する区域を設定する際に水災害リスクを反映するためのリスクの提示方法に関する研究</li> <li>② 大規模水害や局地的大雨による被害を軽減する住まい方（地下・低層階利用のあり方等）とその誘導方策に関する研究</li> <li>③ 都市域における個人・企業所有の高層建築物を活用した避難方策に関する研究</li> <li>④ リスクファイナンスなど経済メカニズムを活用した水災害に強いまちづくり等の促進に関する研究</li> </ol> <p>なお、テーマ例に示すように内容を必ずしも全て網羅する必要は無く、一部でもよい。</p>
条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方整備局及び地方公共団体と連携して研究を実施すること（特に自治体においては防災部局のみならず都市及び住宅部局との連携に努めること）</li> <li>・必要に応じて、本省・国土技術政策総合研究所とも情報交換を行いながら研究を実施すること</li> </ul>

課題例（２）

課題名 (例)	河川と下水道の連携による既成市街地の水害被害軽減方策に関する技術研究開発
期間・費用	原則３年以内で合計５００万円まで

背景	<p>近年、全国各地で一時間雨量が 50mm を超えるような集中豪雨が増加傾向にあり、気候変動が今後進行した場合を想定し、適切な対応が求められている。特に、既成市街地は、人口・資産が集中しているため、浸水が一度発生すると経済的な被害額が膨大なものとなるだけでなく、ライフライン等の都市機能が麻痺し、社会的にも甚大な被害が発生するリスクが高い上に、市街化により流域の保水・浸透機能を低下させているため、周辺地域に比べて集中豪雨による浸水リスクが高い地域である。また、既成市街地は、用地確保が難しいことなどにより、河道拡幅等の大規模改修が困難であり、整備の実施にあたってはコストが高くなり、整備が遅れる傾向がある。</p> <p>こうした中で、局地的豪雨の時間的・空間的な偏差に着目し、降雨状況に応じて、民間の雨水貯留施設も活用しつつ、河川と下水道施設を一体的に運用することなどにより、効率的・効果的に浸水リスクを軽減する方策について、多様な浸水事例や流出実態を調査し、河川と下水道の連携に関する技術的な課題（流出解析手法、リスク分析手法等）について研究することが必要である。</p>
技術研究開発の内容	<p>河川と下水道施設の一体的運用など賢く使う取組を進めるにあたって、近年の多様な浸水事例における河川と下水道の流出実態の調査やレーダ雨量計、ICT 等最新技術の活用などについて研究を行い、河川と下水道の連携による水害被害軽減方策に係る知見の蓄積を図る。</p>
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年の多様な浸水事例における河川と下水道の流出実態の調査研究</li> <li>○河川と下水道の連携を促進する措置（最新技術の活用等）に関する調査研究</li> </ul>
条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方整備局及び地方公共団体と連携し、具体的な都市を対象として研究を実施すること</li> </ul>

### 7.2.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
1 月～2 月	書面審査
3 月	平成 28 年度採択テーマ決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
7 月	新規ヒアリング
平成 29 年以降	
2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
7 月	事後評価（研究が完了した場合）

### 7.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表41のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は、7.3.4のとおりです。

表 41 流域計画・流域管理課題分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
流域計画・ 流域管理 課題分野	別紙1	応募書類受理票	1枚
	様式H-1	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その1)	1枚
	様式H-2	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その2)	2枚
	様式H-3	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その3)	1枚
	様式H-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式H-5	平成28年度の必要経費概算	1枚
	様式H-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各2枚

#### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1部

#### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物1式（正1部、写2部）及び電子データ（提出データはwordファイル等加工が可能な形式でCD-R等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

#### (3) 応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：平成28年1月12日（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室

河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

#### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類について



は受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

#### **(5) 秘密の保持**

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### **(6) 注意事項**

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

#### **(7) 個人情報等の取り扱い等**

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### **7.2.4. 応募書類の審査**

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 42 のとおりです。

表 42 流域計画・流域管理課題分野 応募課題の審査内容

書面審査	方法；流域計画・流域管理課題評価分科会による応募書類の審査 時期；1月～2月 結果；評価分科会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	---

審査は、有識者からなる河川技術評価委員会流域計画・流域管理課題評価分科会において表 43 の視点から総合的に行われます。なお、流域計画・流域管理課題評価分科会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 43 流域計画・流域管理課題分野 採択審査基準

(i) 課題解決性	河川流域管理と都市計画・地域計画を互いに関連性をもって研究を進めることで、課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等との共同研究が可能な体制か

### 7.3. 継続課題

#### 7.3.1. 公募課題

平成 27 年度以前に採択されたテーマで平成 28 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

#### 7.3.2. スケジュール

平成 27 年 12 月 1 日	公募開始
平成 28 年 1 月 12 日	公募〆切
2 月	中間評価（ヒアリング）
3 月	継続の可否決定、公表
4 月	委託研究契約手続き
4 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 29 年以降	
2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
7 月～	事後評価（研究が完了した場合）

#### 7.3.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 44 のとおりです。

表 44 流域計画・流域管理課題分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
流域計画・ 流域管理 課題分野	別紙 1	応募書類受理票	1 枚
	様式 H-1	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その 1)	1 枚
	様式 H-2	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その 2)	2 枚
	様式 H-3	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その 3)	1 枚
	様式 H-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式 H-5	平成 28 年度の必要経費概算	1 枚
	様式 H-6	研究者データ (共同研究者全員分)	各 2 枚

### (1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

### (2) 提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### (3) 応募書類等の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：(表 44 の応募書類) 平成 28 年 1 月 12 日（火）必着

(表 45 の中間評価提出書類) 平成 28 年 1 月 12（火）必着

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@ml.mlit.go.jp

### (4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

### (5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の

実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

## (6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 27 年度以前の採択の継続テーマに応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することもできません。
- 3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則として認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

## (7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### 7.3.4. 中間評価・事後評価

平成 27 年度以前に採択されたテーマで平成 28 年度も継続して技術研究開発を行うものは、「7.2.3 応募書類」に従って応募書類を提出して下さい。

また、研究開発成果（中間・事後）については、表 45 のとおり自己評価に係る様式 H-7、H-8 を提出いただくとともに、流域計画・流域管理課題評価分科会が指定する発表会等での発表を通して、中間評価については表 46、事後評価については表 47 の基準で委員会によるヒアリングを実施します。評価委員による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	・複数年度テーマについて委託年度の2月に実施
事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度7月に実施

※研究開発成果（中間・事後）については、随時、流域計画・流域管理課題評価分科会が指定する学会等での発表をお願いします。

表 45 流域計画・流域管理課題分野 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
流域計画・流域管理課題分野	様式 H-7	研究概要・成果の概要	1枚
	様式 H-8	成果概要	10枚
	様式 H-9	報告書（背表紙）	-
	様式 H-10	成果要旨	4枚
	様式 H-11	成果レポート（最終年のみ）	15枚程度

表 46 流域計画・流域管理課題分野 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。 d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・河川工学及び都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者等と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

表 47 流域計画・流域管理課題分野 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。
------------------------------	--------------------------

	<p>B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>C：一定の研究成果があった。</p> <p>D：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p>	
<p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>・河川工学及び都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者等と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</p>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</p>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

#### 7.4. 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんのでご了承ください。

#### 7.5. 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費交通費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・消耗品費（現地調査用消耗品費）
- ・借料及び損料（移動用の車両経費、現地仮施設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等の印刷）
- ・通信運搬費（GPS 通信料）
- ・賃金（データ・資料整理等の役務の提供に要する経費）
- ・諸経費（委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することとし、直接費×諸経费率（30%）を上限とする。）。

国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）

## 委託研究契約書

委託研究の名称

委託研究実施期間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

委託料の限度額 ¥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_)

成果品の納入場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○  
(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)と  
は、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

- 第 1 条 乙は、委託研究実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託研究実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託研究（以下「委託研究」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

- 第 3 条 乙は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 3 乙は、委託研究の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定は、乙がコピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。
- 5 乙が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
- 6 乙は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(履行体制の把握)

第 4 条 乙は、前条第 3 項及び第 6 項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同研究等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第 4 項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書の変更等）

第 5 条 乙は、実施計画書の変更（各費目相互間における金額の 2 割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の変更後の実施計画書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、乙と協議するものとする。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託研究の内容の変更等）

第 6 条 甲は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、庁費）に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不相当となったときは、甲乙協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。

3 前条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項及び前項の場合について準用する。

4 第 1 項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（実施期間の延長等）

第 7 条 乙は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年 5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 8 条 委託研究の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（検査及び引渡）

第 9 条 乙は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

4 第 2 項の規定は、甲が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。



- 5 甲は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

#### （委託料の支払）

- 第10条 乙は、前条第7項により、成果品の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
  - 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して、遅延日数に応じ年2.9パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### （知的財産権の範囲）

- 第11条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
  - 二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
  - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
  - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

#### （知的財産権の帰属）

- 第12条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により甲に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を乙から譲り受けないことができるものとする。
- 一 乙は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第14条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
  - 二 乙は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - 三 乙は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
  - 四 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間

活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

- 五 乙は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、乙は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を甲に提出するものとする。
- 一 乙の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を乙が承継した旨を記載した書面。
- 二 前号の知的財産権を受ける権利を乙が甲に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
- 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### （知的財産権の管理）

- 第13条 乙は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、甲の指示に従い、乙は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
- 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 甲は、前項の場合において、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 乙は、当該委託研究に係る甲の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、甲より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

#### （知的財産権の報告）

- 第14条 乙は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。

#### 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（平成〇年度国土技術政策総合研究所「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願）」

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を甲に提出しなければならない。

#### （知的財産権の移転）

第15条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権の全部又は一部を甲以外の第三者に移転する場合には、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合は、この限りではない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に当該知的財産権の移転をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第16条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第12条第1項、第18条及び第19条及び本条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、当該委託研究に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権（仮専用実施権も含む）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下、専用実施権等の設定等」とする。）を行う場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のイからハまでに定める場合には、この限りではない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に専用実施権の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に専用実施権等の設定等をする場合

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第17条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（知的財産権の帰属の例外）

第18条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

2 第12条第2項及び前項の規定により著作権を乙から甲に移転する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（ノウハウの指定）

第19条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

第20条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(残存物件の返還)

第21条 乙は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に甲と協議の上、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - 三 乙（乙が共同研究体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

- 第23条 乙は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収支を明らかにするとともに、証拠書類を整備保管しなければならない。
- 2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
  - 3 乙は、委託料の経理状況について、各四半期終了後30日以内に甲に報告しなければならない。
  - 4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
  - 5 乙は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(成果の公表)

第25条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

- 一 公表する内容については、委託研究完了時（委託研究実施期間内においては公表しようとするとき）に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について甲乙協議するものとする。
- 二 乙は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に甲に報告しなければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。
- 三 前号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(補 則)

第26条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市旭1番地  
支出負担行為担当官  
国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○ 印

乙 住所  
氏名 印

共同研究体協定書（案）

（目的）

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「〇〇研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

（名称）

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、平成 年 月 日に成立し、〇〇研究の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）〇の部分、例えば3と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学

（代表者の名称）

第6条 共同体は、〇〇大学を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の〇〇研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 〇〇の〇〇研究〇〇大学
- 〇〇の〇〇研究〇〇大学

- 2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇大学  
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇大学  
学長 ○ ○ ○ ○ 印



〇〇共同研究体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究については、〇〇共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同研究体  
代表者

〇〇大学 学長 〇〇〇〇 印

〇〇大学 学長 〇〇〇〇 印